

令和6年神審第32号

裁 決

貨物船A陸上施設衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

海技免許 三級海技士（航海）

本件について、当海難審判所は、理事官熊谷貴樹出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a を戒告する。

理 由

（海難の事実）

1 事件発生の日時時刻及び場所

令和6年6月14日18時26分

徳島県橘港

2 船舶の要目

船種 船名 貨物船A

総トン数 1,499トン

全 長 82.53メートル

機関の種類 ディーゼル機関

出 力 1,912キロワット

3 事実の経過

(1) 構造及び設備

Aは、平成6年3月に進水したバウスラスタ及び最大舵角を70度とすることができるシリングラダーを備え、荷役装置を有する船尾船橋型の鋼製石灰石、灰運搬船で、船橋には、前部中央にレピーターコンパス、その後方に操舵スタンドを、右舷側に機関制御盤を、左舷側に1号及び2号レーダーをそれぞれ備えていた。

(2) 橋港

橋港は、徳島県東部の橋湾内に位置し、港内の小勝島南部には電力会社の岸壁が整備されており、東側の同岸壁（以下「東岸壁」という。）は、岸壁法線の方向が045度（真方位、以下同じ。）で、東岸壁の西側に隣接する岸壁は、重要国際埠頭施設及び制限区域のため、東岸壁との境界に赤外線センサー及び鋼製のフェンス（以下「保安設備」という。）が設置されていた。

(3) a 受審人の経歴等

a 受審人は、（一部省略）石灰石、灰運搬船には初めての乗船で、航海士及び船長として橋港の出入港経験はなかった。

(4) Aの係留状態

a 受審人は、令和6年6月14日11時20分東岸壁に着岸するにあたり、出航時の操船補助として、Aの右舷船首から右舷船首錨を、水深約11メートルの海底に投下して錨鎖3節を繰り出し、船首を岸壁法線に沿う045度に向け、ヘッドライン1本、船首スプリングライン1本、船尾スプリングライン1本及びスターンライン1本を使用し、出船左舷付けで係留した。

係留したのち、a 受審人は、荷役用の圧送ホースを自船に接続するにあたり、ヘッドラインの長さを調整し、右舷錨鎖を右舷正横よ

り後方に張り合わせ、船首を047度に向け、左舷船首部を東岸壁から約2メートル離れた状態とした。

(5) 本件発生に至る経緯

Aは、a受審人ほか10人が乗り組み、空倉のまま、船首2.37メートル船尾3.72メートルの喫水をもって、令和6年6月14日18時18分半橋港電発揚炭棧橋灯（以下「揚炭棧橋灯」という。）から238度1,140メートルの地点で、a受審人が昇橋し、船橋配置に機関長を、船首配置に一等航海士及び甲板手2人を、船尾配置に二等航海士、三等航海士及び甲板手をそれぞれ配置して自身は船橋前部中央に立った姿勢で操船指揮に当たり、東岸壁に船首を047度に向けて左舷付けとした状態から、兵庫県姫路港に向けて離岸を開始した。

ところで、Aの出航手順は、右舷錨鎖を緩めて船体を岸壁に平行とし、係留索を放したのち、同錨鎖を巻き揚げながらバウスラスタ一と機関を使用して離岸するというものであった。

離岸するにあたり、a受審人は、ヘッドラインの長さを調整し、右舷錨鎖を右舷正横より後方に張り合わせ、左舷船首部を東岸壁から約2メートル離れた状態で係留していたことから、ヘッドラインを放すと緊張した同錨鎖に引かれて自船が右回頭し、左舷船尾部が岸壁上に進出して保安設備に衝突するおそれがあったが、錨鎖の状況を確認するなど、係留状態の確認を十分に行わなかったため、このことに気付かなかった。

a受審人は、18時25分半少し過ぎ錨鎖が緊張したままヘッドラインを放したところ、右回頭を始めたことに気付いたものの、どうすることもできず、18時26分揚炭棧橋灯から238度1,160メートルの地点において、Aは、船首が065度を向き、

行きあしがないまま、その左舷船尾部が保安設備に衝突した。

当時、天候は晴れで風力5の南東風が吹き、潮候は上げ潮の初期にあたり、視界は良好であった。

衝突の結果、Aは、左舷船尾部外板に擦過傷等を生じ、保安設備は、赤外線センサーの保護架台に曲損等を生じ、鋼製のフェンスが破損した。

(原因及び受審人の行為)

本件陸上施設衝突は、橋港において、東岸壁から離岸する際、係留状態の確認が不十分で、錨鎖が緊張したままヘッドラインを放して右回頭し、左舷船尾部が岸壁上に進出したことによって発生したものである。

a 受審人は、橋港において、東岸壁から離岸する場合、ヘッドラインの長さを調整し、右舷錨鎖を右舷正横より後方に張り合わせ、左舷船首部を東岸壁から約2メートル離れた状態で係留していたことから、ヘッドラインを放すと緊張した同錨鎖に引かれて自船が右回頭し、左舷船尾部が岸壁上に進出して保安設備に衝突するおそれがあったから、錨鎖の状況を確認するなど、係留状態の確認を十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、係留状態の確認を十分に行わなかった職務上の過失により、錨鎖が緊張したままヘッドラインを放して右回頭し、左舷船尾部が岸壁上に進出して保安設備に衝突する事態を招き、船体及び保安設備に損傷をそれぞれ生じさせるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和7年6月24日

神戸地方海難審判所

審判官 阪 本 義 治